

## 公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、大規模小売店舗設置者が実施する周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見がある場合は、縦覧期間満了の日までに宮城県経済商工観光部商工経営支援課に到達するよう意見書を提出することができる。

平成19年9月7日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 届出者名  
株式会社ヤマザワ 代表取締役 板垣 宮雄
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ヤマザワ汐見台店  
宮城郡七ヶ浜町汐見台一丁目1-1
- 3 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所  
株式会社ヤマザワ 代表取締役 板垣 宮雄  
山形県山形市あこや町三丁目8番9号
- 4 変更した事項  
大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
（変更前）株式会社ヤマザワ 代表取締役 山澤 進  
山形県山形市あこや町三丁目8番9号  
（変更後）株式会社ヤマザワ 代表取締役 板垣 宮雄  
山形県山形市あこや町三丁目8番9号
- 5 変更の年月日  
平成19年8月1日
- 6 届出年月日  
平成19年8月23日
- 7 縦覧場所  
宮城県経済商工観光部商工経営支援課，宮城県県政情報センター及び七ヶ浜町役場
- 8 縦覧期間  
平成19年9月7日から平成20年1月7日まで（ただし、閉庁日を除く。）
- 9 意見書提出先  
仙台市青葉区本町三丁目8番1号  
宮城県経済商工観光部商工経営支援課

10 意見書提出に関する注意事項

縦覧場所に備え付けの「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」  
(経済産業省告示第16号)及び意見書様式を参考のこと。